

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定） を受けた対応について

平成31年3月27日
総務省情報流通行政局

(3)放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）

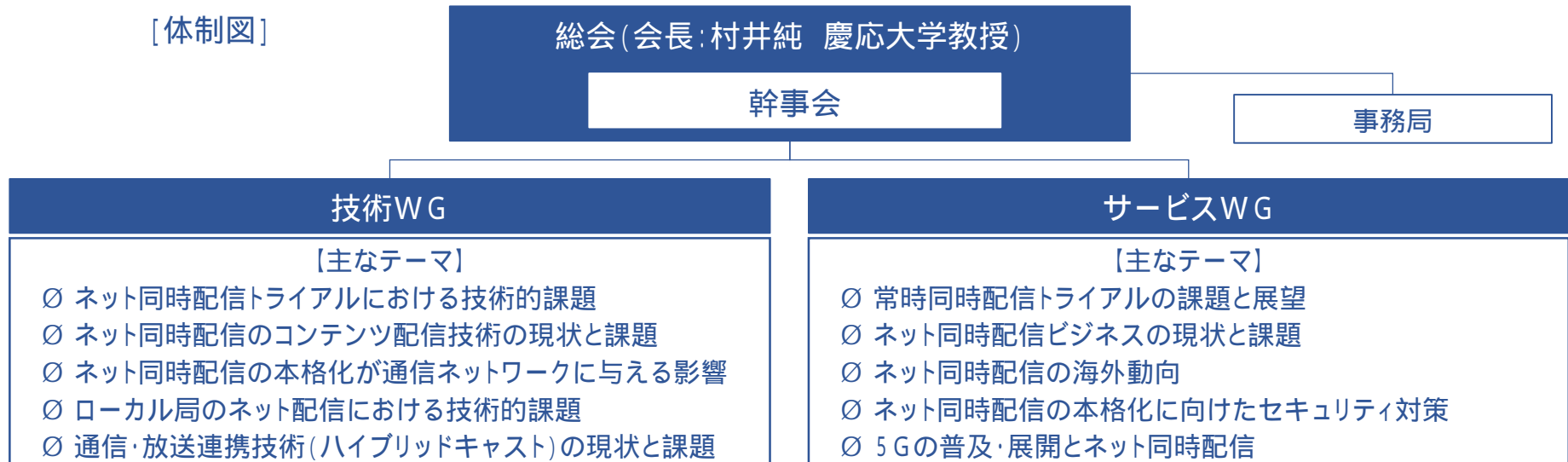
18 インターネット同時配信の推進、通信・放送の枠を超えて新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築

- Society5.0時代に最新技術を活かして新たな成長戦略を描くため、産学官（放送・通信事業者等の関係事業者、大学・研究機関、関係府省等）が連携・検討し、その上で、新たな配信基盤の構築に向けて、技術の実証を行う。

実施時期：平成30年度中に開始

<p>設立目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> n 放送番組のネット配信が本格化した場合におけるネットワーク運用等の技術的課題など、「<u>放送</u>」と「<u>通信</u>」にまたがる課題への対応が必要。 n 関連する取組も踏まえ、放送、通信インフラ、クラウド等の関係者間の連携を密にする観点からの情報共有の必要性が増大。
<p>位置づけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> n 放送番組のネット配信に関する課題を検討・意見交換するための関係者による任意団体。
<p>体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> n 総会、幹事会の下に、<u>検討テーマに応じてワーキング・グループを複数設置</u>。(当面は以下2つのWGを設置) <u>技術WG</u>: ネット配信の配信基盤に関連する技術的課題を検討。 <u>サービスWG</u>: ネット配信に関連するサービス面の課題を検討。
<p>メンバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> n 放送事業者、通信事業者、関係団体、有識者 ほか
<p>スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> n 10月17日(水) 設立総会 n 11月以降、各WGを1～2ヶ月に1度の頻度で開催。

[体制図]



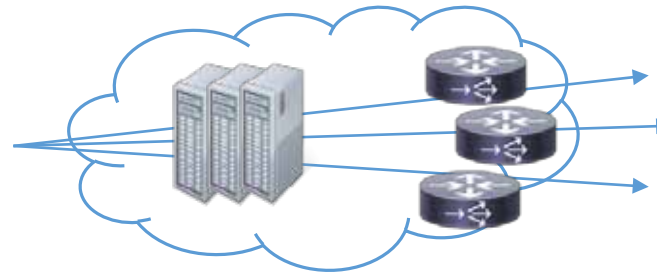
情報通信審議会(放送コンテンツの制作・流通の促進等に関する検討委員会)や規制改革推進会議等における議論を踏まえ、在京民放5局等による見逃し配信用共通プラットフォーム「TVer」を用いた放送コンテンツのインターネット同時配信実証を推進。

【放送局】

【共通プラットフォーム(TVer)】

【CDN・携帯電話網など】

【スマートフォン等】



ダウンロード数：1,700万 (2019年 1月)
 月間ユーザー数： 700万超(2018年12月)
 月間動画再生数：5,500万超(2018年12月)

サッカーW杯ロシア大会の配信実証実験(2018/6/15～7/14)

<実施主体>
 日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ
 電通、電通国際情報サービス、プレゼントキャスト、メディア開発綜研

<配信コンテンツ>
 ・サッカーW杯ロシア大会 民放配信全32試合

<実証内容>
 ・大規模アクセス下での通信システム・サービスに与える影響の検証
 ・アクセス数、トラフィックの計測 等

<視聴数(ユニークユーザー数)>
 ・日本xセネガル戦：22万(最大同時接続数：13万)
 ・日本xポーランド戦：36万(最大同時接続数：18万)

各局スポーツ番組等の配信実証実験(2018/9/29～2019/2/1)

<実施主体>
 日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、関西テレビ
 電通、野村総合研究所、HAROiD、ビデオリサーチ、プレゼントキャスト、
 NRIデジタル

<配信コンテンツ>
 ・日本テレビ「レスリング全日本選手権」 12/23
 ・テレビ朝日「女子サッカーなでしこジャパン国際親善試合」 11/11
 ・TBSテレビ「2018世界バレー女子大会」 9/29～10/20
 ・テレビ東京「ワールドビジネスサテライト」「青春高校3年C組」
 2019/1/21～2/1
 ・フジテレビ「みんなのKEIBA」(関西テレビ「競馬BEAT」) 11/25、12/23

<実証内容>
 ・「CM差し替え」、「災害情報配信」、「字幕表示」等の方法の検証
 ・トラフィック急増に対する対応等の検証 等

(3)放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）

18 インターネット同時配信の推進、通信・放送の枠を超えて新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築

- 新たなプラットフォーム・配信基盤の構築に向けた環境整備を行う観点から、必要に応じたNHKの技術開発成果や設備の活用の在り方について検討する。

実施時期：平成30年度中に検討・結論

「放送を巡る諸課題に関する検討会」においてNHKより説明を聴取した上で検討を実施。

NHKの取組

NHKの研究開発成果については、NHKだけでなく民放も含めた放送業界全体で活用されるよう、各種標準化団体での規格策定に寄与するとともに、技術協力などによる技術移転が進められている。

(これまでの主な具体例)

1. テレビ向け映像配信技術

- 放送通信連携サービス(ハイブリッドキャスト)に関し、放送事業者が共通で利用できる基盤技術の研究開発を行い、その成果をIPTVフォーラム等で標準化することでオープン化。
- オープンな規格を活用することで、放送事業者各社は柔軟にサービスを構築可能。
- 民放と協力し、NHKが開発した基盤技術を活用して様々なサービスの実証を行い、普及を促進。

2. 音声認識技術の字幕制作への活用

- 音声認識技術を活用した字幕制作システムを開発し、すでに東京を含む拠点局で放送に実利用している他、地域放送局でも字幕放送を拡充するための可能性について調査を実施。
- 総務省「視聴覚障害者等のための放送視聴支援事業」において、スマートフォンに配信するための字幕を放送音声から自動生成する処理に、NHK及びNICTの音声認識エンジンを活用。

研究開発以外にも、民放のコンテンツ配信プラットフォームへの参加等、他事業者との連携が進みつつある。

- NHKラジオの「radiko」経由の配信については、3月22日に来年度から正式なサービスとして開始することを公表。
- 民放のテレビポータルサイト「TVer」について、来年度に参加できるよう具体的に調整中。
- 放送コンテンツを効果的・安定的にネット配信するため、CDNに関して民放との連携・協調に向けた具体的な課題について検討中。

構成員からの主な意見

- NHKの研究開発やネットでの映像配信については、他事業者と積極的に連携・協力を推進しており、期待している方向に進んでいるものと認識。
- 音声認識技術の字幕制作への活用については前向きに取組を進めるべき。
- 災害時における民間放送事業者とのNHK設備の共用等について取組が進むことを期待。
- 「radiko」や「TVer」における民放との連携については、ユーザー視点からNHKの参加は望ましく、引き続き取組を進めるべき。

取組の方向性

- NHKの技術開発成果・設備の活用については、様々な具体的な取組が進んでいる旨、概ね評価が得られたが、今後も必要に応じて本件に係る取組の進捗状況について、「放送を巡る諸課題に関する検討会」においてフォローアップを実施することとする。

(3)放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）

19 新規参入の促進

- V-high帯域について、現在、サービス提供を行う者が存在しておらず空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。

実施時期：平成30年度中に検討・一定の結論

基本的な方向性

- Ⅰ V-High帯域の利用に関する提案募集を2度実施した結果、従来割り当てられている移動受信用地上基幹放送に係る具体的な参入希望はなかったものの、その他のシステムに関する提案が以下の3分野で計16件 寄せられた。
 事業面や技術面の課題があるため、現時点では直ちに免許を取得して事業参入を希望する者はなし。

 - ① **放送サービスの高度化** (IPDCマルチメディア放送、新たな放送技術方式への移行等)
 - ② **IoT** (IoT端末向けデータ同時送信システム等)
 - ③ **通信サービスの高度化** (公共・民間共同利用型LTEシステム、公共ブロードバンド用周波数の拡張等)
- Ⅰ 同帯域の有効活用の観点から、これらの提案内容について実証実験を実施するなどの早期実用化に向けた取組が進展していくことが期待される。
- Ⅰ 提案内容の実用化動向を勘案しつつ、**上記3分野のうちいずれかもしくは複数のシステムに割り当て、通信・放送融合型システムにも対応可能**することを基本方針として取組を進めることとする。

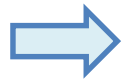
具体的な進め方

- Ⅰ 提案募集の提案者のうち、**希望者を中心に実証実験を実施し**、必要に応じて総務省が支援を行いつつ、**ユースケースの早期具体化**を図る。
 - Ⅰ 上記取組を加速化させるためには、**V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置づける**ことが有効。また、これに伴い、「**周波数割当計画**」、「**基幹放送用周波数使用計画**」及び「**周波数再編アクションプラン**」の改訂を速やかに行うことが**適当**である。
- ▼ 実用化の動きが顕在化した場合
- Ⅰ **周波数の割当方針や関連制度の整備に向けた検討を実施。**

今後のスケジュール

- Ⅰ **実証は2019年度から速やかに開始することとし、当該年度中に一定の取りまとめを行うこととする。**
- Ⅰ **実証期間については、遅くとも2020年度末までとする**
当該期間中で具体的な事業参入の希望者が出てきた場合はスケジュールを前倒しする可能性もある。
- Ⅰ 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催期間中については、周波数需要が急増することから、柔軟に対応する必要があることに留意。
- Ⅰ 実証の実施状況については、分科会においても適宜フォローアップを実施。

【実施期間】 第一次提案募集：平成29年11月22日(水) ~ 平成30年2月16日(金)
 第二次提案募集：平成30年11月29日(木) ~ 平成31年1月31日(木)



移動受信用地上基幹放送の参入については希望者がなく、他の用途での利用については下記16件の提案があった（現時点で直ちに免許を取得して事業実施を希望する者はなし）。

【第一次提案募集の結果(8件)】

【第二次提案募集の結果(8件)】

提案者名	区分	提案概要
IPDCフォーラム	放送	放送波を用いて、IoT機器を対象に、IPデータを一齐同時配信するシステム等の放送通信融合の方式や事業アイデアを実証するための <u>テストベッド</u> としての活用を提案。
デジタルコミュニティ放送協議会	放送	<u>デジタルコミュニティ放送</u> への利用を提案。
東京ワンセグ放送(株)	放送	<u>放送波の一齐同報配信</u> を活用した物流効率化促進サービスを提案。
個人	放送	<u>V-Highマルチメディア放送の再事業化</u> が可能ではないかとの意見。
(株)NTTドコモ、エリクソン・ジャパン(株)、全日本空輸(株)、パナソニック(株)	通信	災害対応等の公共業務等での利用を想定した共同利用型LTE方式の移動通信システムを提案。
(株)日立国際電気	通信	災害対応等の公益性の高い用途を想定した共同利用型M2M / IoT無線システムを提案。
(株)富士通ゼネラル	通信	災害対応を目的とした公共ブロードバンド移動通信システムを提案。
(株)シーエスファーム	通信	条件不利地域等の光ファイバ敷設困難地域向けのデータ通信インフラへの利用を提案。

提案者名	区分	提案概要
電子情報技術産業協会	放送	新たな地上放送の実験等を目的とした放送用暫定使用帯域としての利用を提案。
シャープ(株)	放送	新たな放送技術(4K/8K)を活用したシステムへの移行に活用することを提案。
ソニー(株)	放送	多数のIoT端末に同時にデータ送信するためのIoT向けデータ放送システムを提案。
(株)ピクセラ	放送	<u>地上8K放送の実証実験</u> に活用することを提案。
個人	放送	<u>地上4K放送</u> に活用すべきではないかとの意見
個人	放送	地域向けデジタルコミュニティ放送として利用する企画を参考として提案。
個人	放送	<u>地上デジタルラジオ試験放送</u> に活用すべきではないかとの意見。
個人	放送	地上放送の高度化に使用されることを希望する意見。

放送大学の地上放送跡地及びV-High帯域の活用方策について検討を行うため、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」を設置。

主な検討事項

1. 放送大学の地上放送跡地の活用方策（平成31年度末までに取りまとめ）
 - ・放送サービスの高度化や新規参入の可能性 等
2. V-High帯域の活用方策（平成30年度末までに取りまとめ）
 - ・公募結果を踏まえたヒアリング、第二次公募の実施 等
3. その他関連事項

当面のスケジュール

平成30年11月19日(月)	第1回会合、放大跡地及びV-High帯域の現状 等
平成30年12月～平成31年3月	第2回～第4回会合、提案募集の提案者ヒアリング 等
平成31年3月25日(月)	第5回会合、V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ
来年3月	放大跡地に関する取りまとめ

構成員

(分科会長) 伊東 晋	東京理科大学理工学部 教授
(会長代理) 三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
内山 隆	青山学院大学総合政策文化学部 教授
関根 かをり	明治大学理工学部 教授
高田 潤一	東京工業大学環境・社会理工学院 教授
林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
渡辺 久哲	上智大学文学部 教授

(3)放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）

21 放送事業者の経営ガバナンスの確保

- 放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、総務省において現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討する。

実施時期：平成30年度中に検討・結論・措置

「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」を設置

主な検討事項

1. 放送事業者の経営の現状分析・今後の見通し
 - ローカル局の経営環境の変化（地方の人口減少、東京への一極集中等）
 - 地域情報に対する視聴者の評価
 - ローカル局の経営指標の分析・見通し

2. 放送事業者の経営基盤強化のあり方
 - 地域コンテンツの流通促進（地域から全国へ、地域から海外へ）
 - 地域情報を確保していくためのローカル局の経営基盤強化に向けた方策

3. AMラジオのあり方
 - AMラジオの経営の現状と見通し
 - AMラジオが引き続き社会的役割を担っていくために必要な方策

4. 放送事業者の経営ガバナンス確保
 - 放送事業者に対し、経営ガバナンスに関するアンケートを実施して現状を把握し、優良事例（ベスト・プラクティス）を共有

スケジュール

2018年11月20日	第1回会合
2019年 1月17日	第2回会合
2月19日	第3回会合
3月27日	第4回会合
	以後、適宜、会合を開催
6～7月頃	中間取りまとめ
2020年 3月	最終取りまとめ

- (分科会長) 多賀谷 一照 千葉大学 名誉教授
- (会長代理) 中村 伊知哉 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授
- 伊東 晋 東京理科大学理工学部 教授
- 大谷 和子 日本総合研究所 執行役員法務部長
- 奥 律哉 株式会社電通 電通メディアイノベーションラボ 統括責任者
- 川島 宏一 筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
- 北 俊一 野村総合研究所 パートナー
- 小塚 荘一郎 学習院大学法学部 教授
- 穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
- 関 幸子 ローカルファースト研究所 代表取締役
- 曾我部 真裕 京都大学大学院法学研究科 教授
- 武井 一浩 西村あさひ法律事務所 弁護士
- 長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
- 中村 秀治 三菱総合研究所 営業本部長
- (オブザーバ) 日本民間放送連盟
 テレビ北海道
 福島中央テレビ
 名古屋テレビ放送
 岡山放送
 RKB毎日放送

1. **調査目的**：民放事業者にはステークホルダー（国民・視聴者、地域社会、株主、広告主、従業員、債権者）との対話・協調を通じてメディア環境の変化に対応し、①民主主義の基盤としての社会的価値、②広告媒体としての経済的価値などの企業価値を長期的・持続的に向上させることが求められている。

本アンケート調査では、**会員社が目指す企業価値を明らかにしたうえ、その実現のための民放事業者の経営ガバナンスやコンプライアンス対策の現状を調査し、ベストプラクティスを共有**することで、会員各社における「放送の価値向上・未来像の検討」の参考に供する。

2. **実施主体**：民放連・放送計画委員会
（委員長：宮内正喜・フジテレビジョン社長）

3. **調査対象**：民放連会員の地上テレビ社（127社）

4. **スケジュール**：年内に調査を開始し、**平成31年3月上旬を目途に取りまとめを行い、ベストプラクティスを共有**する。

①経営理念、②経営の目標

- 経営理念、社訓などに盛り込まれている、実現を目指す企業価値
- 中期経営計画の目標
- 少子高齢化や地域の過疎化、インターネット広告との競争など、メディア環境の変化に対応するための事業、施策

③経営ガバナンス

- 取締役、社外取締役の人数
- 取締役会における審議の実効性確保策
- 成長のための経営の仕組み
 - 取締役会の役割、メディア環境の変化に対応した企画・事業案が現場から経営に上がる仕組み、女性の活躍推進などに関する選択肢を用意
- 社外取締役に期待する役割

④コンプライアンスの徹底

- コンプライアンス徹底のための組織の仕組み

→ ハラスメント防止、内部監査、「ヒヤリ・ハット事例」を共有し事故を防止する仕組み、コンプライアンス教育、情報保護対策、サイバーセキュリティ対策、子会社・関連会社の取り組みなどに関する選択肢を用意

- E S G（環境、社会、ガバナンス）経営の取り組み

→ 省エネルギー対策、番組制作の契約・働き方などに関する選択肢を用意

- 監査役、社外監査役の人数

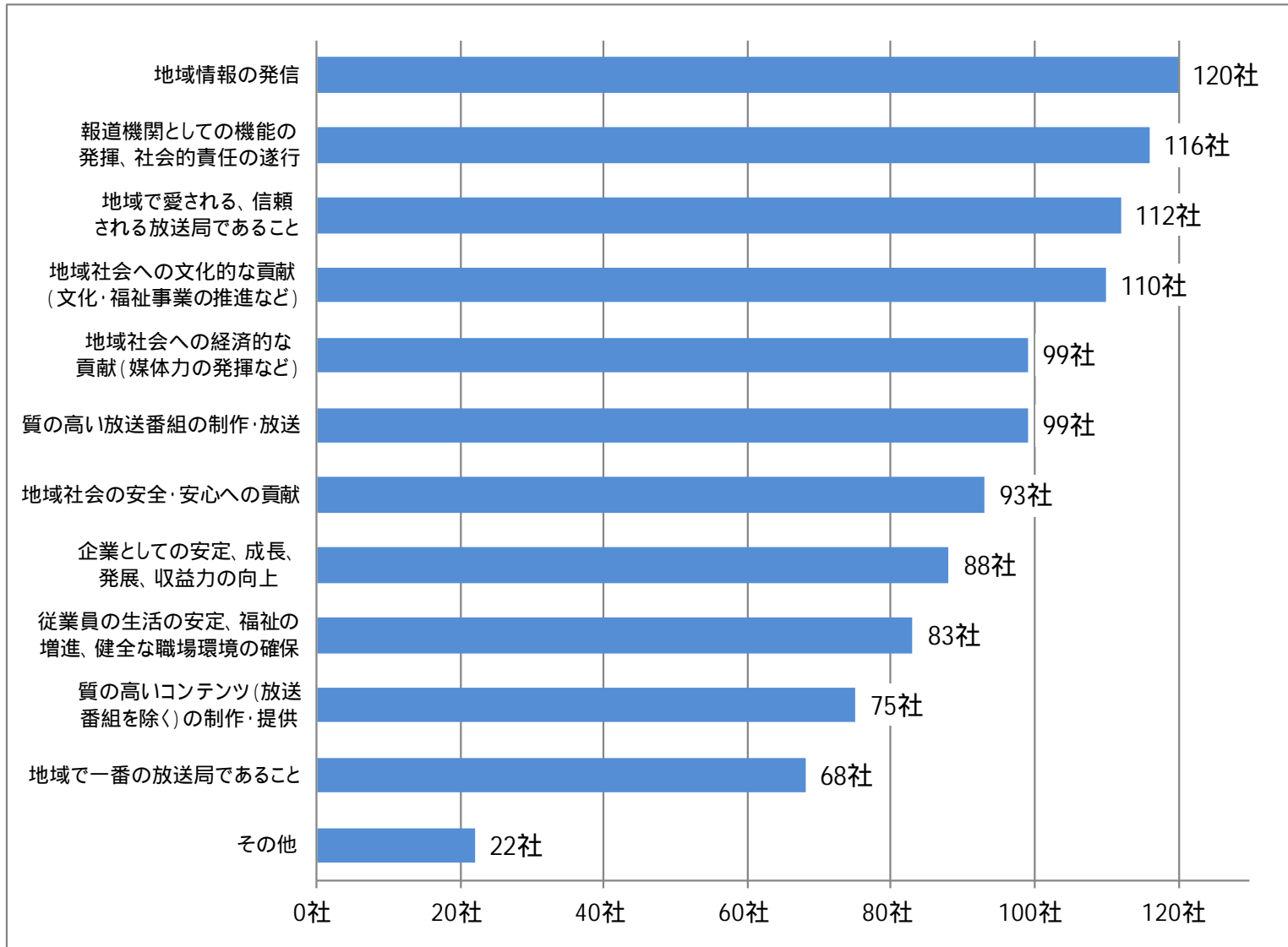
- 監査役が職責を果たすための仕組み

⑤ステークホルダーとの対話・協調

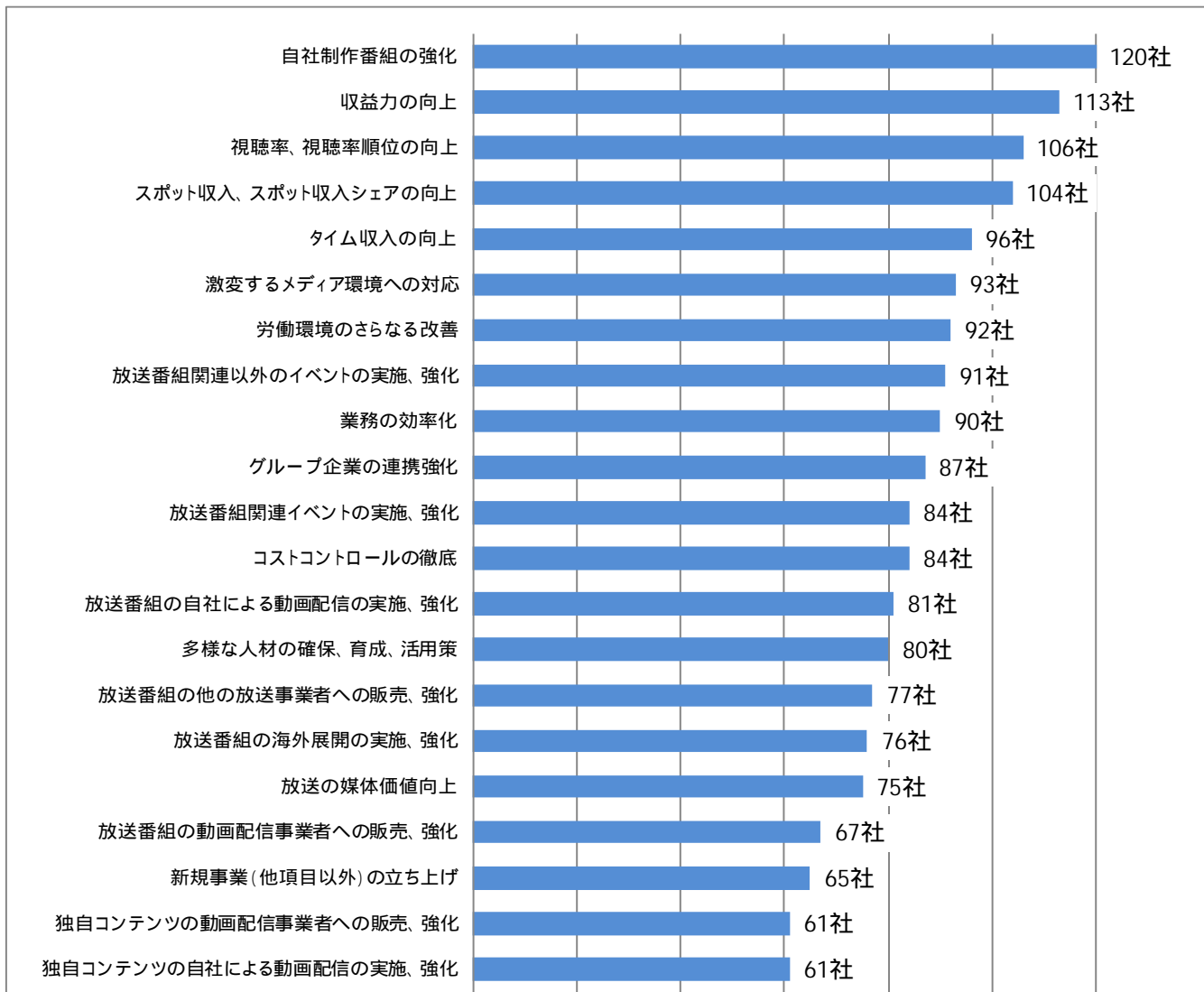
- 国民・視聴者、地域社会との対話・協調を図るための施策

→ 視聴者意見の活用、番組審議機関の運営、地域の文化的・経済的な振興などに関する選択肢を用意

【図1】経営理念などに盛り込まれている企業価値の実現（複数回答可）



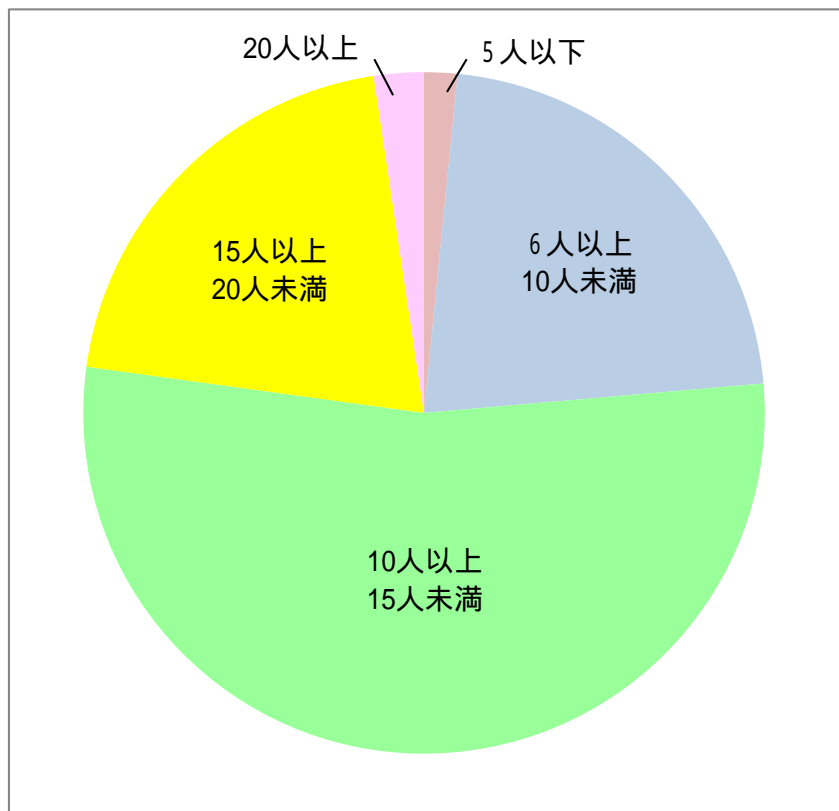
【図2】中期経営計画の目標（複数回答可）



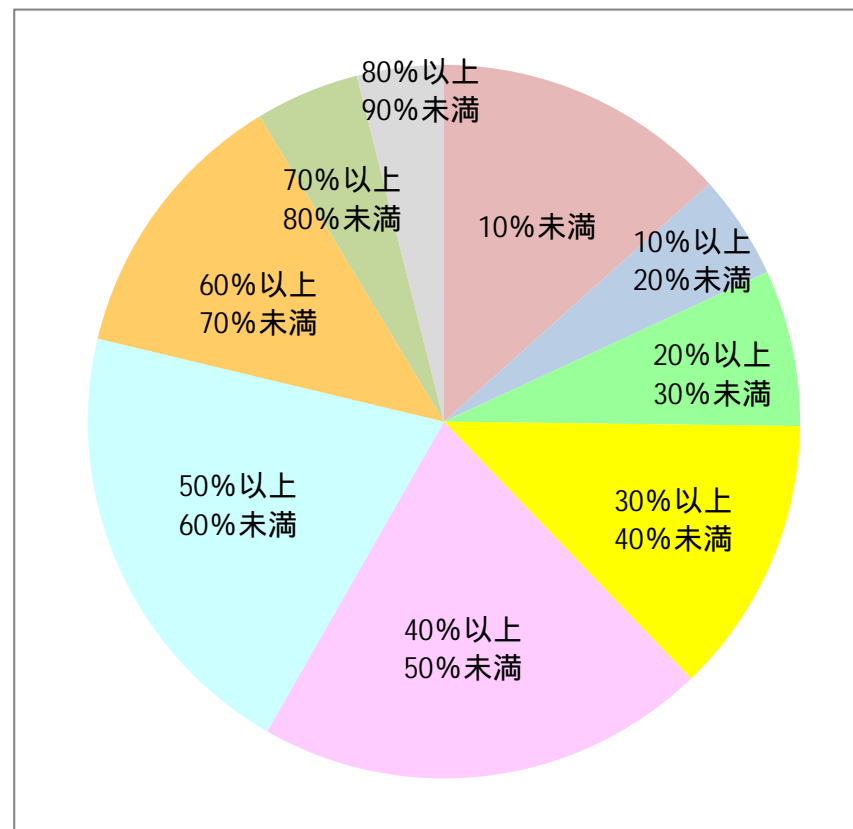
この資料では、回答社が60以下のものは省略

（出典）放送事業の基盤強化に関する検討分科会第4回会合資料（2019.3.27）

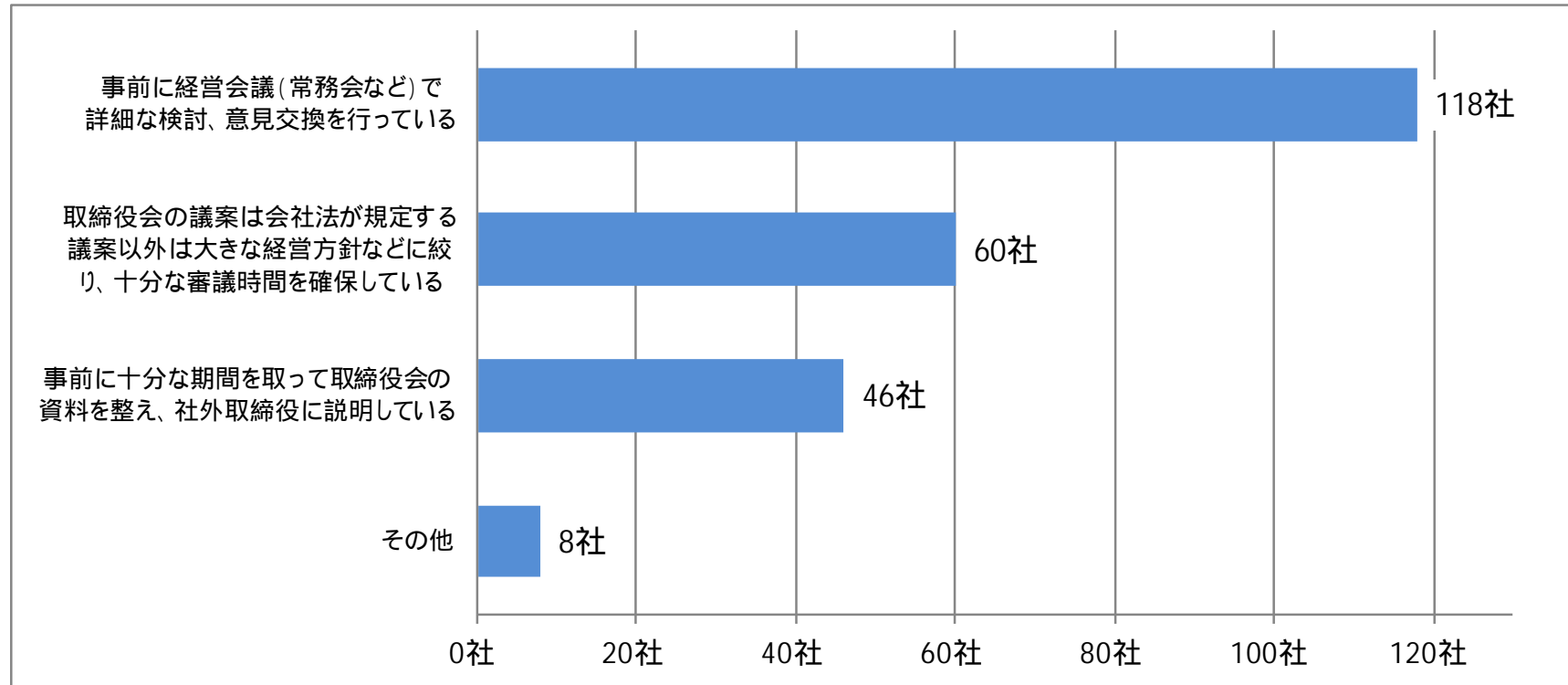
【図3 - 1】取締役の人数



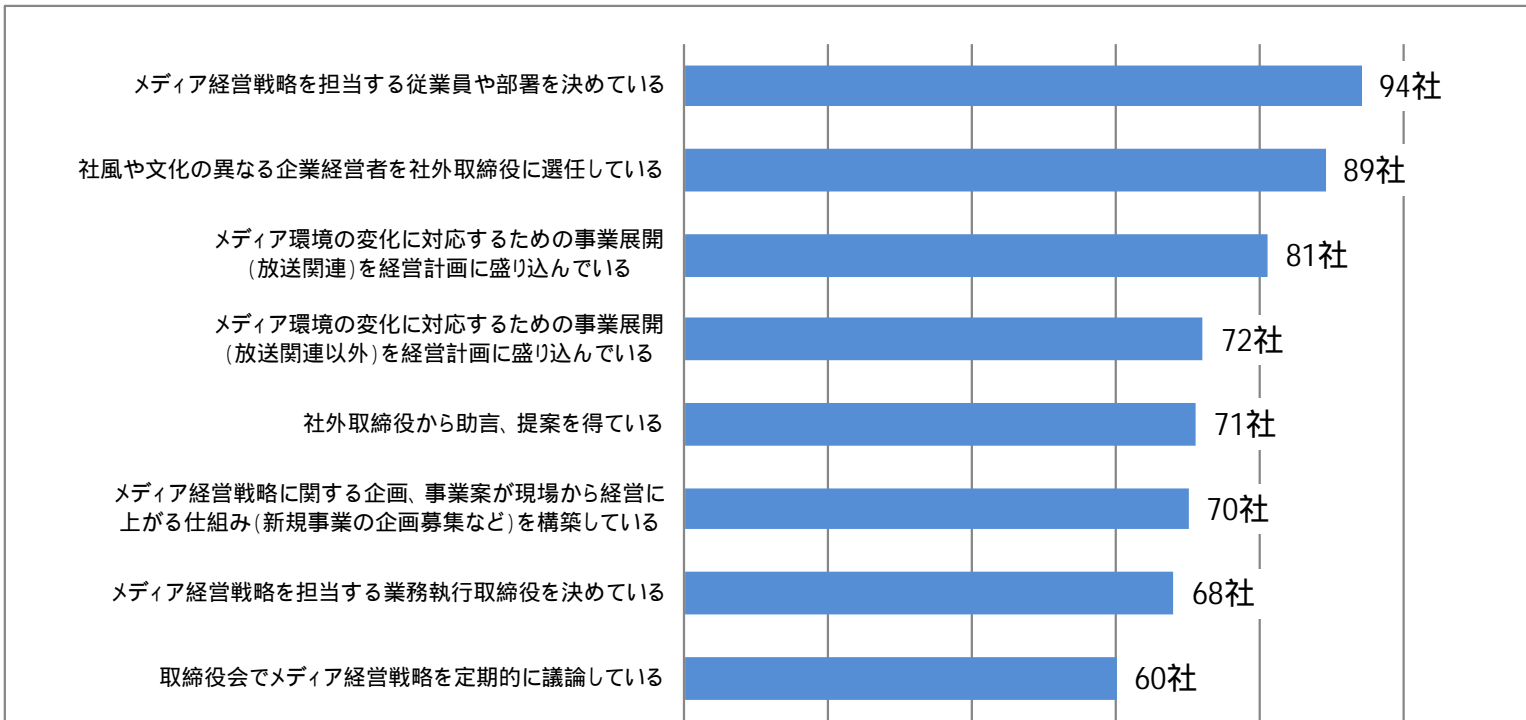
【図3 - 2】全取締役に占める「社外取締役 (会社法2条15項の規定に該当する者)」の割合



【図4】取締役会における審議の実効性を確保し迅速な経営判断を行うための取り組み（複数回答可）

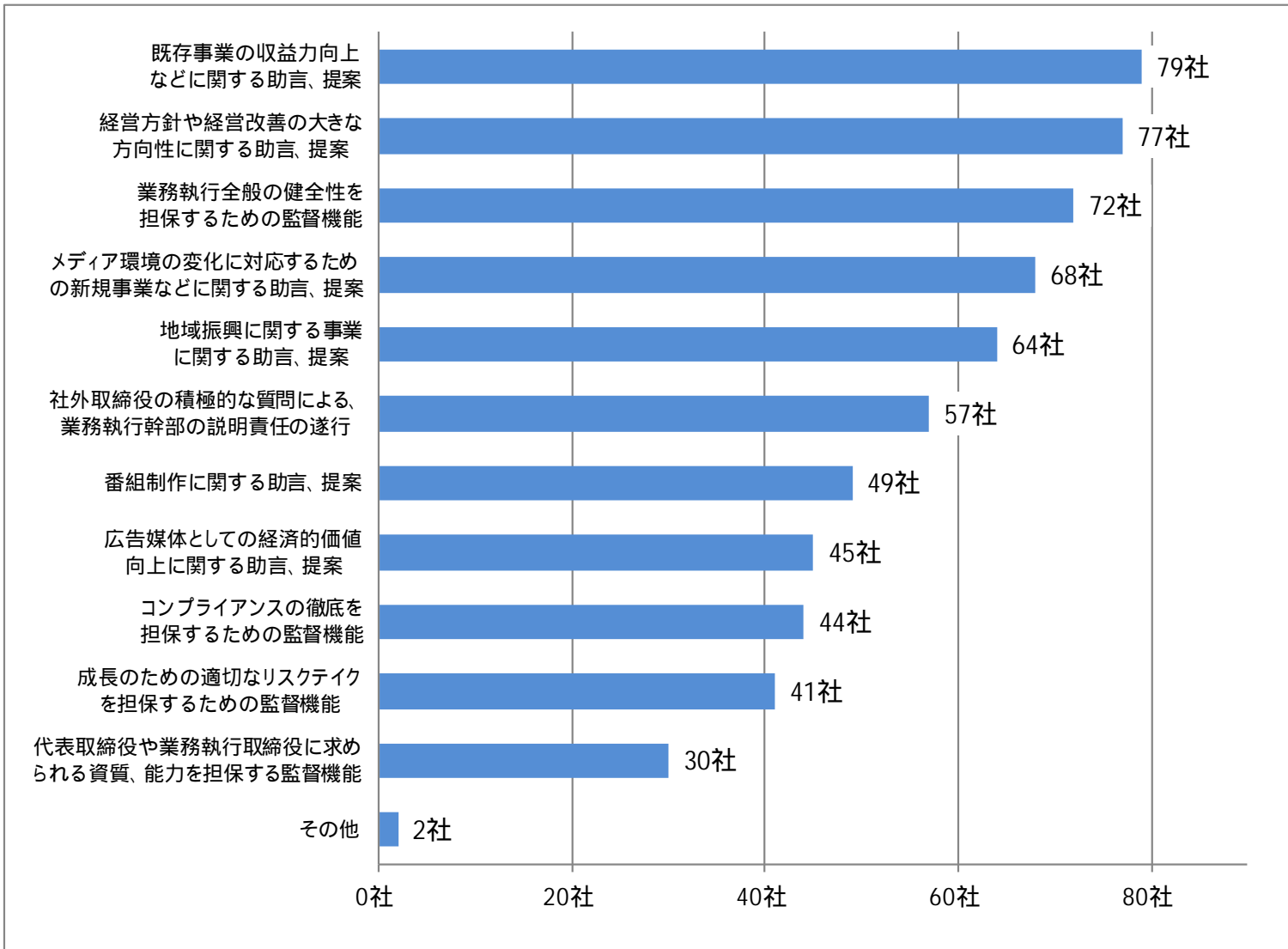


【図5】適切なリスクテイクが継続的に行われ得る経営の仕組み（複数回答可）

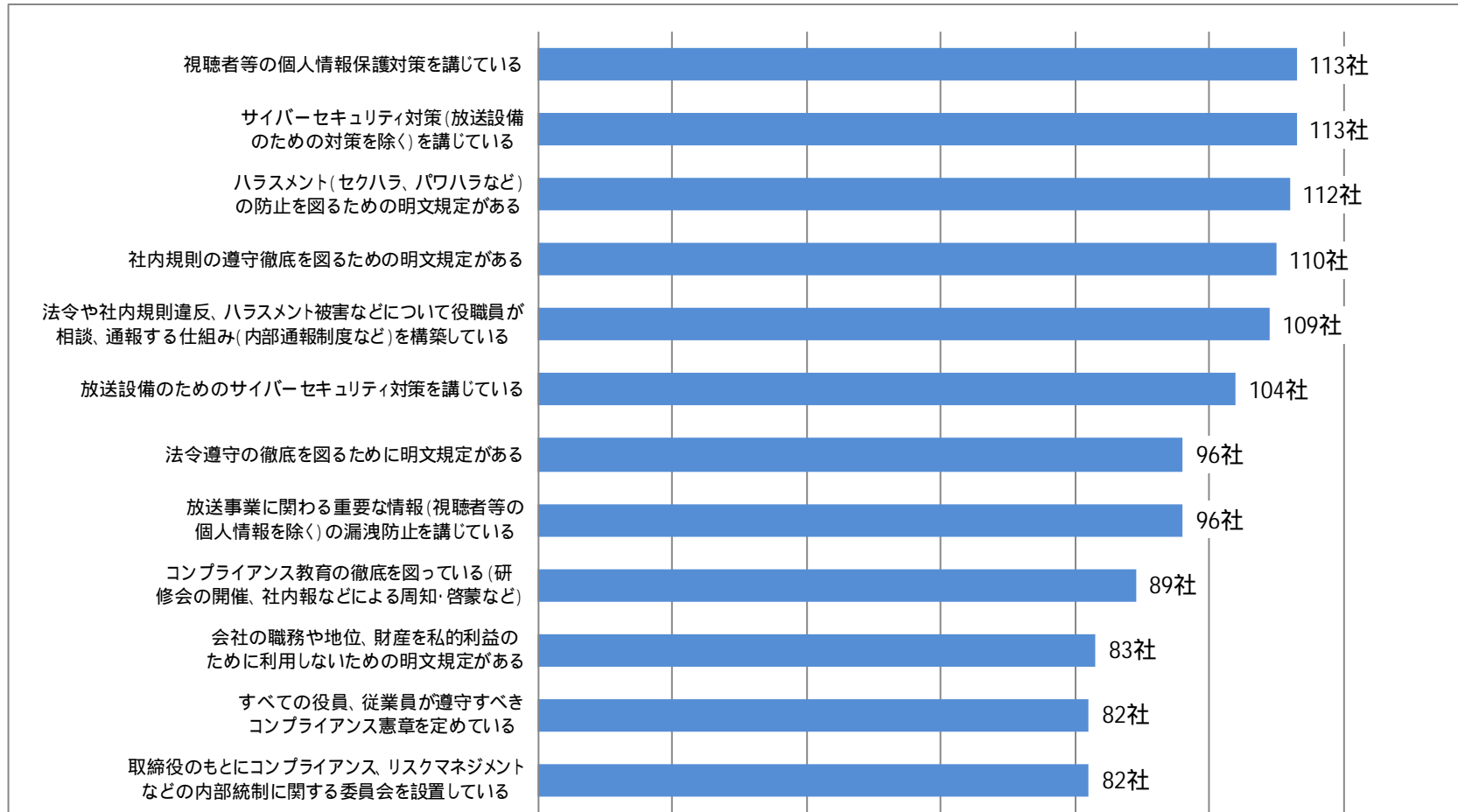


この資料では、回答社が60未満のものは省略

【図6】社外取締役役に期待する役割（複数回答可）



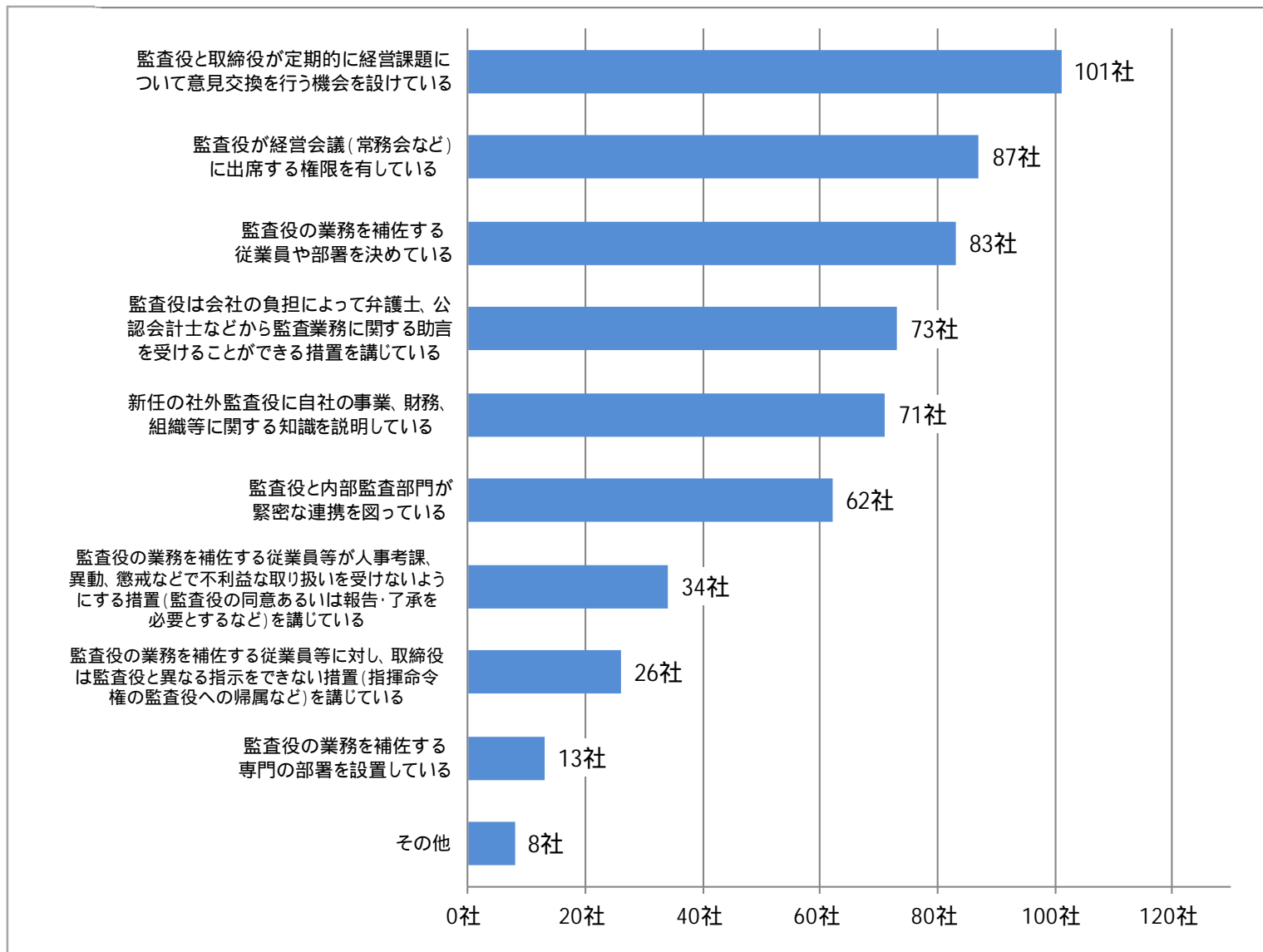
【図7】コンプライアンスの徹底が継続的に行われ得る組織の仕組み（複数回答可）



この資料では、回答社が80以下のものは省略

(出典) 放送事業の基盤強化に関する検討分科会第4回会合資料(2019.3.27)

【図10】監査役が職責を果たすための仕組み（複数回答可）



< ベストプラクティスの例1 >

業務の効率化、多様な人材の確保・育成・活用策

制作現場にクラウド型プレビューシステムを導入した。プロデューサーがどこでも映像をチェックできるようになり、プレビュー用テープのダビング作業やプロデューサーのスケジュールによるチェック待ちがなくなった。

RPA (Robotic Process Automation) の導入により、視聴率日報の自動配信、見積状況表、スポット予測表、業種別売上表、月次資料の作成などの定型業務を自動化している。

音声データを自動でテキスト化する文字おこしシステムを報道で導入している。

AIアナウンサーやグループウェアを導入し、業務の効率化を進めている。

会議の有効性を分析した内部監査の結果を受けて全社的に洗い出しを行い、会議の有効性を高め、効率化を図るための改善策を作成している。

管理職を除く全社員から「業務の内容、それにかけた時間」を調査して課題を抽出し改善を促進している。

放送対象地域内のケーブルテレビ、コミュニティFM、タウン雑誌、Webメディアなどのローカルメディアと連携を深め、番組への出演や映像提供などに協力してもらい、地域に深く入り込む努力をしていることが番組制作の効率化にもつながっている。

エンジニア、マーケッター経験者などの中途採用、第二新卒の採用などにより多様な人材を確保している。

採用の募集形態を総合職、総合職アナウンサーコース、総合職技術コース、総合職ITエンジニアコースの4種としている。特にITエンジニアコースを設け、今後力を入れるべき配信事業の強化に備えている。

「データアナリスト」「アド(広告)テクノロジーエンジニア」など新規事業領域のスペシャリストを採用している。

アイデアの提案などで地域興しに貢献しているIターン者や外国人などをアドバイザー、プロデューサーとして採用し、番組作りや企画立案に参画させている。

専門職大学院(高度で専門的な職業能力を養成する大学院)への入学を推奨している。会社が学費を負担し、2006年から計6名がMBAを取得している。

< ベストプラクティスの例2 >

メディア環境の変化に対応した事業・施策、メディア経営戦略に関する企画・事業案が現場から経営に上がる仕組み、女性の活躍推進を含めた多様性の確保

ライブ動画で地方産品を紹介し、商品を中国へ販売する越境EC事業を推進している。

知的財産権を活用した既存の領域にとらわれない事業開発を行うための部局を新設し、新たな収益源を生み出そうとしている。

地域の産品をアジアなどの海外で販売する地域商社を設立した。

地域の報道機関としてニュースアプリを開発し、地域ニュースや全国、海外のニュースを配信している。ダウンロード数は37,000を超えた。緊急情報や鉄道情報はプッシュ配信で届けており、ネット社会の中で地方における「公共的なメディア」として浸透し始めている。

ハイブリッドキャストを利用して、地域の祭りを4Kでライブ配信した。

地域の自然や震災からの復興の様子を360°カメラで撮影し、VRコンテンツとして独自の動画配信アプリやホームページで配信している。

テレビ離れしている若年層にむけて、独自の動画配信プラットフォームや女性向け情報サイトを設けている。

ICT技術を活用した動画投稿システムなどの開発、販売を行っている。

レギュラー番組を4Kで制作し、他事業者へ販売している。

デジタル関連事業への対応強化のため、新たなビジネスモデルで起業するスタートアップ企業に強い広告会社に出資した。

デジタルネイティブ(=35歳以下)の視点や発想を吸い上げる社長直轄の『ミレニアル会議』を設置した。

グループ会社の若手社員を対象にした「2030ミーティング」を実施している。2030年の自社や放送を取り巻く環境を見据え、取り組むべきことを考えている。

女性活躍推進法に基づく行動計画に沿って、管理職に占める女性の割合を引き上げている。

< ベストプラクティスの例3 >

コンプライアンス教育の徹底、「ヒヤリ・ハット事例」を経営・現場全体で共有し事故を未然に防止する仕組み、主要なコンプライアンスの取り組みを子会社、関連会社の役職員に求めている内容

毎年度の内部統制システムの実行計画と実施結果を取締役に報告し、承認を得ている。

社内イントラネットのトップページに社長による『ハラスメント追放宣言』を掲示し、浸透・定着を図っている。

グループ会社も含めた各部門の責任者で構成するリスク管理委員会を設置し、グループ全体で同じような事案の再発防止を目指している。

社長、役員級で構成するコンプライアンス委員会にグループ会社の役員、部長級で構成するコンプライアンス責任者会議の担当者が参画し、グループ全体でコンプライアンスの情報共有および意識の醸成を図っている。

ヒヤリ・ハット事例を社内一斉配信システムで関連会社にも共有している。

< ベストプラクティスの例4 >

視聴者の意見を聞く能動的な仕組み、CSR事業の推進、番組審議機関の活性化

年間50番組をモニターしてもらい、意見をまとめた冊子を作成して社内に配付している。10番組については番組制作者がモニターから生の声を聞き、意見交換する場を設け、番組制作に役立てている。

番組モニターのレポートによる客観的な番組批評や視聴者へのグループインタビューによる番組内容・番組イメージなどに対する意見交換を行っている。

「番組社外モニター」制度を設け、テレビ番組の質を向上させている。モニターは公募して、年齢・性別の偏りがないうよう10人を選出している。毎月2本程度の番組を視聴し、7問程度の設問に回答してもらっている。モニターの意見は「番組モニター報告書」として社内にメールで配信している。さらに、ダイジェスト版を社内のイントラネットに掲示して社員以外のスタッフとも情報を共有している。

障害者7人に在宅の番組モニター業務を嘱託契約し、その意見や感想を日報にしている。その他にも社外モニターを6人と契約し、指定した番組のリポートを月報としてまとめている。

視聴者の声を社内LANなどで全社員が閲覧できるようにしている。視聴者の声を月報にまとめて番組審議会にも提出している。

放送エリアの中学生に番組審議会のルールに則り自社番組について審議してもらうほか、担当者がテレビの仕事をレクチャーするイベントを実施している。

大学と連携して、「報道制作・事業・広報を体験し、それをもとにローカル局の果す役割を授業で発表する」プロジェクト実践演習の受け入れを行っている。

アジアの国と地域を対象とした15分以内の短編映像コンテストを開催し、映像を通じたアジアのネットワーク作りに貢献している。

（番組審議委員会について）委員の男女比が半々になるよう委嘱している。ジェンダー論の視点からの指摘が増えた。

（番組審議委員会について）委員長から「放送局の外部機関である番組審議会の機能強化と活性化が必要であり、番組審議以外に委員が自由に意見・質問を行う時間を設けるべき」との提案があり、放送一般に関する意見・質問を受けている。

- 1 日本では、「経営ガバナンス」に関し、CGコード（企業統治指針）が2015年6月から上場企業に適用されている。
- 2 CGコードは、「企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上」のために、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則をとりまとめたものである。2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、日本企業の「稼ぐ力」強化の一環として、迅速かつ果敢な「攻めの経営判断」を後押しする仕組みを強化していく方針が示されたことが、CGコードの背景である。企業不祥事防止など「守りのガバナンス」を必要条件とし、その上に「攻めのガバナンス」を十分条件として前に進めていくことで、企業が持続的に成長していく環境が整う。
- 3 CGコードにおいて示されている「コーポレートガバナンス」の定義は、「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み」と、「持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な対応を図る仕組み」である。
- 4 CGコードでは「株主の権利・平等性の確保」、「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」、「適切な情報開示と透明性の確保」、「取締役会等の責務」、「株主との対話」という五つの基本原則をベースに、全部で73個の原則が示されている。企業側は、各原則にそのまま従うというよりも、当該原則の趣旨を踏まえ自社の持続的成長に適した内容・仕組みは何なのかを自律的に考える「comply or explain」のアプローチが採られている。
- 5 CGコード本体は上場企業を想定しており、多くが非上場である放送事業者に対してそのまま適用すればうまくいくというものでもないだろう。例えば、上場企業と非上場企業とでは「株主との対話」の在り方も異なるだろうし、また企業規模の大小でも課題が異なる。
他方で、たとえば基本原則2の「会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである」などは、非上場会社であっても自社の持続的成長のために重要なイシューである。
- 6 放送事業者の実態を踏まえ、ある程度、対象をフォーカスして課題を明確化するとともに、その対象にとって参考となる成功事例を把握し、放送事業者間でシェアしていくことが望ましいと考える。

民放事業者へのアンケートの実施概要について、資料1 - 4の4ページのステークホルダーとの対話・協調に関しては、もともと放送法はステークホルダーとの対話・協調のために、資料にあるとおり番組審議機関制度を設けている。各放送事業者においてこの制度を活用していると思うが、有効なステークホルダーとの対話・協調のためにどのように活用できるのかについて、アンケート調査をされることは放送法の運用という観点でも重要。

ステークホルダーには、国民・視聴者、地域社会のほかに、放送局、放送事業者の中で働く放送の制作や営業にかかわる方々、従業員、関係するプロダクションの方等がいると思うが、こういった方との対話や若い人材を確保・育成といった観点からアンケートに取り入れられている点はあるのか。

人材活用方策は、まさに放送事業の肝になるところと考えており、ESG経営の取組に関する設問の中で、番組制作の働き方を含め、人材の活用策に関する自由記述の欄を設ける。ベストプラクティスを積極的に記載いただき、会員社で共有したいと考えている。〔民放連事務局の回答〕

ガバナンスは非常に重要だが、単純にコンプライアンスが強ければ良いというものでもない。ガバナンスが経営にいかに関わりつづいたのか、ガバナンスの改善が成長や経営基盤の強化、あるいは放送の価値向上にどう結びつづいたのかを分析し、ベストプラクティスを共有していただきたい。

(3)放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）

22 NHK国際部門の充実・抜本強化

- NHKにおいて多言語化への積極対応、内外から優秀な人材の確保、民間制作のコンテンツの活用などの取組を進められるよう、所要の措置を講ずる。

実施時期：平成30年度中に検討・結論

「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、NHKより現状の取組について説明を聴取した他、外部有識者及びシンクタンクからヒアリングを行い、検討を実施。

NHKの取組

多言語化への積極対応、内外からの優秀な人材の確保、民間制作のコンテンツの活用等、国際放送の充実強化に向けて様々な具体的取組を実施している。

1. 多言語化への積極対応

- 中国語ネットチャンネル「NHK華語視界」を2019年1月に開設し、中国語で映像ニュースや番組を編成し、インターネットで1日約5時間程度配信。
- 「NHKワールドJAPAN」コンテンツについては、ラジオ国際放送やオンデマンド配信を中心に既に17言語に対応している。2019年3月からインターネットで一部コンテンツをトルコ語で提供。
- ラジオ第2では既に5言語（英語、スペイン語、中国語、朝鮮語、ポルトガル語）でラジオ国際放送のニュースを放送しているが、来年度よりインドネシア語、ベトナム語のニュースも新たに追加。
- 訪日・在留外国人向けに地震・津波情報をアプリでプッシュ通知（英語以外に中国語での通知を2018年11月より開始）を行っている他、日本語の学習コンテンツも拡充。

2. 内外からの優秀な人材の確保

- 外部人材の活用（海外出身者のニュースキャスターへの起用、海外放送機関の専門家招聘、同時通訳要員を24時間体制で確保、IT業界の業務経験を有する人材の登用、海外拠点の充実に向けた現地人材の確保等）
- NHK内人材の活用（語学力や海外経験を有する人材を即戦力として採用等）

3. 民間制作のコンテンツの活用

- 民放やケーブルテレビが制作した番組を英語化してテレビ国際放送で特集番組として放送。
- 日本CATV連盟が主催するケーブルテレビ大賞において「NHK WORLD-JAPAN賞」を創設（2018年9月）し、受賞番組を放送。

4. その他

- 総務省・観光庁等と連携し、国内ホテルの受信環境整備を推進。
- 関係機関と連携し、プロモーション活動を積極的に推進。
- アプリやSNSの活用、ホームページ機能の充実等によりインターネットサービスを充実強化。

構成員・有識者等からの主な意見

1. 多言語化への積極対応
 - 韓国や中国の国際放送が積極的に多言語化を進めている中、多言語化の取組は必要。
 - 多言語化はコストがかかることから、自動翻訳等の最新技術の活用も重要な課題。
2. 民間制作のコンテンツの活用
 - NHK国際放送で得られたノウハウを活用し、民間制作のコンテンツの海外展開を後押しすることも取り組むべき。
3. 認知度の向上
 - 諸外国の国際放送との非常に激しい競争の中で、NHK国際放送にチャンネルをいかに合わせてもらえるかが最大の課題。G20、ラグビーW杯、東京オリンピック・パラリンピック、大阪万博等の国際的に注目を浴びるイベントが続くこの数年がNHK国際放送の国際的な認知度を高めるための勝負の期間。
 - NHKワールドJAPANの視聴可能世帯数の拡大とあわせて、現状把握も含め実際の視聴者の増加に向けた取組を推進すべき。
4. インターネットサービスの充実
 - 発展途上国では固定通信よりもモバイル網の普及が進んでいることもあり、スマホ、タブレットによる視聴が中心になることを見据えた戦略が必要。
 - 時差によるミスマッチの解消を図り、日本の最新情報を常時得られるようにするため、オンデマンドによる配信も拡充すべき。
5. 信頼性の確保
 - NHKは中国のような国営放送ではないことから、BBCのように信頼されるメディアとしてジャーナリズムとしての矜持を維持すべき。

取組の方向性

- NHK国際放送に関しては多言語化等をはじめ様々な具体的な取組が進んでおり、平成31年度NHK予算案に付した総務大臣意見においても、国際放送について「優れた人材の確保等を通じた効果的な実施体制の確立」「多言語化も含めたニュース番組の充実」等を指摘しているところであるが、本検討会で出された意見も踏まえ、今後も必要に応じて本件に係る取組の進捗状況について、「放送を巡る諸課題に関する検討会」においてフォローアップを実施することとする。

(5)放送を巡る規制改革（制作現場が最大限力を発揮できる環境整備）

25 制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善

以下の措置を講ずる。

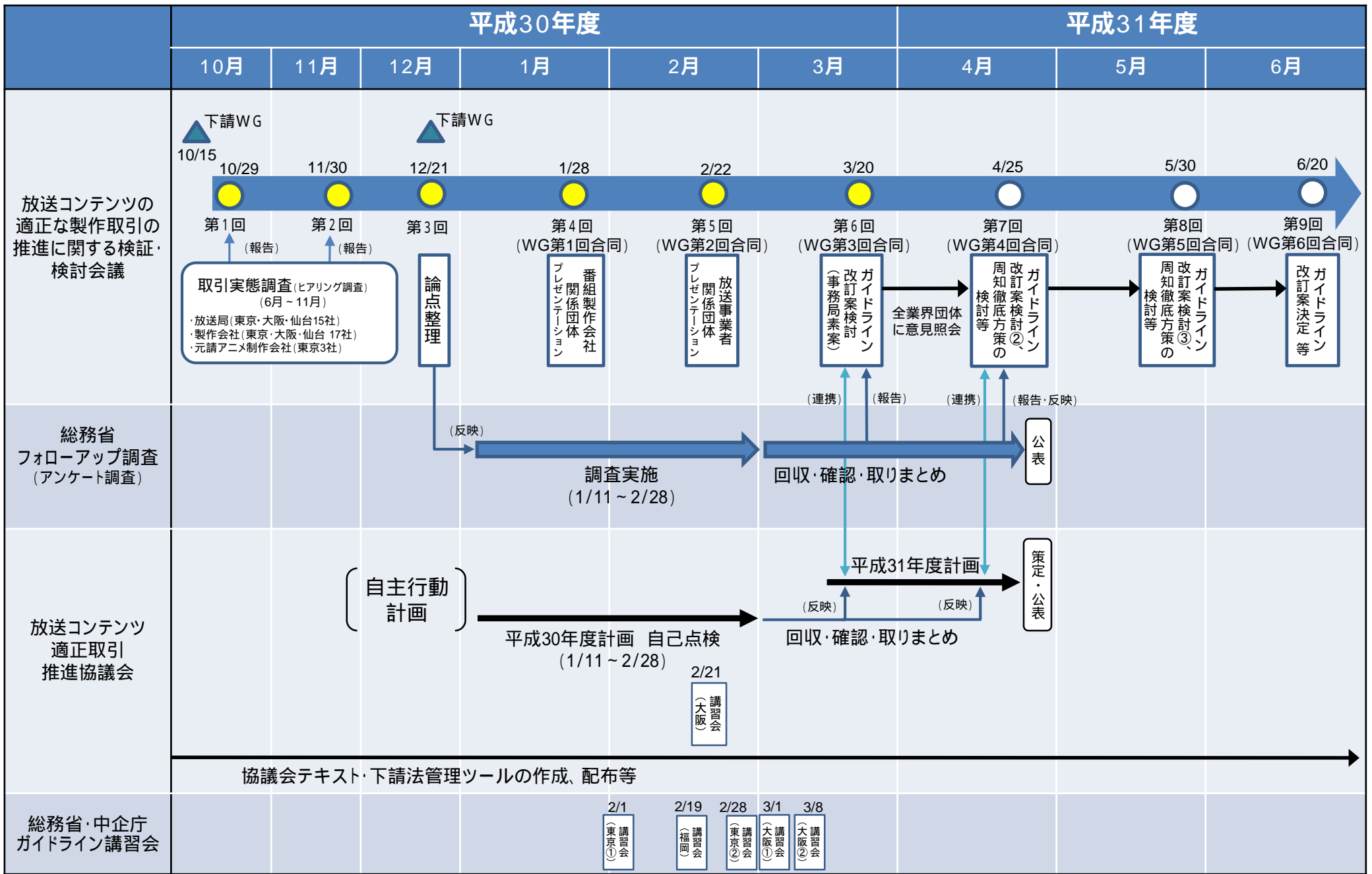
- 番組制作に関わる取引について、総務省は実態調査（「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（第5版。平成29年7月21日）フォローアップ調査等による実態調査）を早急に行い、公正取引委員会及び中小企業庁はこれに協力する。特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情（外注に際しての価格交渉の実情を含む。）を明らかにする。

実施時期：平成30年度早期に措置

- 実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、取引の透明性向上と更なる適正化のため、新たな取引ルールの策定（法的措置を含む。）に取り組む。
- 実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」（受発注双方の業界団体等で構成）で協力し、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備（苦情申立て窓口の設置、違反・不適正と判明した場合の情報開示などを含む。）の必要性を検討する。

実施時期：平成30年度中に検討を開始、平成31年度上期に結論

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する取組状況



1 目的

良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する観点から、放送事業者と番組製作会社との間の放送コンテンツの適正な製作取引を一層推進するため、総務省及び民間における関係の取組について、専門的見地から助言を得ること等を目的として、学識経験者等で構成される会議を開催する。（情報流通行政局長の会合として開催）

2 主な検討事項

- (1) 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」のフォローアップ調査結果に対する評価・分析及び次回調査内容に係る助言
- (2) 総務省による取引実態調査（ヒアリング調査）の結果に対する評価・分析
- (3) 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」における推進計画の自己点検等に係る連携
- (4) 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しなど放送コンテンツの適正な製作取引を促進するために講ずべき措置

会議は原則非公開。議事概要や公開可能な資料を事後にHP上で公開。

3 スケジュール

平成30年10月 設置（10月29日（月）第一回会合開催）

12月 論点整理

平成31年 6月 第一次取りまとめ

（以降、定期的を開催）

4 構成員（敬称略）

座長	舟田 正之	立教大学法学部名誉教授
座長代理	新美 育文	明治大学法学部教授
	上杉 達也	パートナー弁護士（TH総合法律事務所）
	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	音 好宏	上智大学文学部教授
	酒井 麻千子	東京大学大学院情報学環特任助教
	長谷河 亜希子	弘前大学人文社会科学部准教授

（オブザーバー）

- ・ 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
- ・ 文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室
- ・ 経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課
- ・ 中小企業庁事業環境部取引課
- ・ 放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局
（日本民間放送連盟及び全日本テレビ番組製作社連盟）

5 ワーキンググループ（敬称略）

主任	舟田 正之	立教大学法学部名誉教授
	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	音 好宏	上智大学文学部教授

【放送事業者、放送事業者関係団体】	【番組製作会社関係団体】
日本放送協会	（一社）全日本テレビ番組製作社連（ATP）
日本テレビ放送網（株）	（一社）全国地域映像団体協議会（NRA）
（株）テレビ朝日	（一社）日本動画協会（AJA）
（株）TBSテレビ	
（株）テレビ東京	
（株）フジテレビジョン	
（一社）日本民間放送連盟	
（一社）日本ケーブルテレビ連盟	
（一社）衛星放送協会	

1. 契約書・発注書の交付

H29総務省フォローアップ調査において、下請法（第3条第1項）で義務づけられている「書面の交付」が行われていない場合があったと回答した社が一定割合で存在。

〔フォローアップ調査における回答割合の違い（書面交付の有無）について〕放送事業者は、下請法対象の情報成果物作成委託については必ず発注書（及び、多くの場合は契約書）を交付していたとする一方、製作会社は、下請法対象の情報成果物作成委託以外の案件（役務委託など）において、書面の交付がなかったことがあると回答した社があったのではないかと。

〔総務省平成29年度フォローアップ調査「発注書の書面の交付が行われていない場合があった」 放送事業者 14.2%、製作会社 39.6% 〕

2. 取引価格の決定

H27公取調査・H29総務省フォローアップ調査において、下請法（第4条第1項第5号）で禁止されている「買ったとき（採算確保が困難な取引）」があったと回答した社が一定割合で存在。

〔フォローアップ調査における回答割合の違い（事前協議の有無）について〕取引価格の設定に関するやり取りについて、放送事業者が「協議を行った」と捉えているものでも、製作会社としては不十分であると捉えて「協議を行っていない（場合があった）」と回答した社があったのではないかと。特に、長年にわたり同一内容で継続している取引について、「協議」が疎かになっているケースもあったのではないかと。

〔総務省平成29年度フォローアップ調査「取引価格の決定について事前に協議をしていない場合があった」 放送事業者 0.9%、製作会社 27.2% 〕

3. 著作権の帰属

H27公取調査・H29総務省フォローアップ調査において、下請法及び独占禁止法の優越的地位の濫用として問題となる可能性のある「著作権の無償譲渡等」「二次利用による収益の不配分」があったと回答した社が一定割合で存在。

〔フォローアップ調査における回答割合の違い（事前協議の有無）について〕著作権及び窓口業務の取扱いに関するやりとりについて、放送事業者が「協議を行った」と捉えているものでも、製作会社としては不十分であると捉えて「協議を行っていない（場合があった）」と回答した社があったのではないかと。特に、著作権法の基本的な解釈に基づき、“完パケ”の場合は製作会社に、役務委託の場合は放送事業者に著作権が帰属すると認識されている場合で、さらにそれらが契約書面に記載されている場合などにおいて、改めて協議をしない、あるいは協議が疎かになっているケースもあったのではないかと。

〔総務省平成29年度フォローアップ調査「著作権の取扱いについて事前に協議をしていない場合があった」 放送事業者 9.1%、製作会社 33.1% 〕

4. 取引内容の変更・やり直し

H27公取調査・H29総務省フォローアップ調査において、下請法（第4条第2項第3号及び第4号）で禁止されている「不当な経済上の利益の提供要請」及び「不当な給付内容の変更、やり直し」があったと回答した社が一定割合で存在。

〔フォローアップ調査における回答割合の違い（不当なやり直し、追加費用の支払い等の有無）について〕取引内容の変更及びやり直しに関する案件について、放送事業者は「不当とはいえぬ」とあるいは「責任は製作会社側にあった」と捉える一方で、製作会社は「不当といえる」とあるいは「責任は放送局側にあった」と捉えて回答した社があったのではないかと。（「不当」の捉え方の違い）

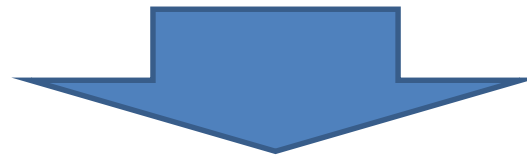
〔総務省平成29年度フォローアップ調査「書面に記載のない事務等の追加発注・やり直しを要請した(された)」 放送事業者 3.0%、製作会社 15.2% 〕

5. その他

「派遣」と「業務委託」、「下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託）」と「下請法の対象とならない取引（役務委託（再委託を除く。））」の相違に関する理解・認識が十分徹底されていないケースがあったのではないか。

一部の放送事業者では、放送事業者の法務・コンプライアンス部門と製作部門とで下請法の理解や下請取引改善の必要性（切迫感）に差異のあるケースもあったのではないか。

放送番組（アニメ）の製作取引について、放送事業者と製作会社の双方が参加する製作委員会方式が主流になってきている現状を踏まえ、放送局の「優越的地位」の捉え方について議論を深めるべきではないか。



《 対応の方向性 》

ガイドラインの見直し（ガイドラインの周知徹底方策の検討を含む。）

- （学問と実務の双方の観点、現場のワークフローを妨げないとの観点等を踏まえ）大きなテーマ毎に分かりやすく再構成・整理、事前協議の重要性を強調、ベストプラクティスを紹介 等

推進協議会、総務省等が主催する今後の研修会等における周知・啓発の強化

フォローアップ調査の質問内容等の見直し

自主行動計画の改定（平成31年度推進計画の策定）

等

放送コンテンツの製作取引に関する実態(商慣習、契約実態、取引構造等)を調査し、実態を踏まえた取引ルールの整備に資するとともに、製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が専門家に相談できる場を整備することにより、放送コンテンツの製作環境の改善及びクリエイターの製作意欲の向上を図る。

【平成31年度予定額:3千万円】

【施策の概要】

1. アンケートによる実態調査の実施

番組製作会社及び放送事業者に対するアンケートにより、放送コンテンツの製作取引に関する実態調査を実施するとともに、クロス集計などの手法によって、契約実態や取引構造について定量的な分析を実施する。

2. グループ・ヒアリングの実施

個別の取引に関する具体的な事実関係を把握することにより、アンケート調査を補完する観点から、番組製作会社及び放送事業者それぞれに対してグループ・ヒアリングを実施する。

3. 弁護士等専門家による相談できる場の整備

放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が弁護士等専門家に相談できる場を整備し、迅速かつ円滑な問題解決を図る。

グループ・ヒアリング
の参加者の募集



グループ・ヒアリングの実施



専門家による相談



(番組製作会社) (弁護士)

問題の解決

